地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱について【補足事項】

１　交付額について

⑴　交付要綱第５条の表において「第三セクター法人に対し、市町村又はその連携主体が交付対象経費の４分の１以上を補助する場合」と規定する場合の「交付対象経費の４分の１以上」には、整備事業に関し国が市町村又はその連携主体に交付する交付金充当額が含まれる。

２　交付の申請について

⑴　交付要綱第６条の「大臣が別に定める日」は、原則として６月３０日とする。

⑵　様式第１号の添付資料のうち、市町村の当該整備事業に関する規程又は要綱が整備されていない場合は、当該整備事業の伺い定めの文書の写しをもってこれに代えることができるものとする。

３　財産の処分制限期間について

⑴　交付要綱第２０条第１項第１号の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。

⑵　交付要綱第２１条第１項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）が定めるところによるものとする。

４　交付対象施設等について

⑴　交付要綱別表の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。

⑵　交付要綱別表の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。

５　交付要綱第２２条第１項で定める「大臣が別に定める基準」は次のとおりとする。

⑴　災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取り壊し並びに建物以外の工作物を取り壊し及び設備の廃棄による財産処分である場合。

⑵　次の要件を満たす財産処分である場合。

ア　整備事業完了後１０年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を、公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研究施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設、（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（ＮＰＯ）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

イ　整備事業者と同一の市町村（市町村の属する都道府県を含む。）及び市町村の連携主体並びに間接整備事業者と同一の市町村への無償による転用であること。

⑶ 現に交付金が交付又は交付決定されている整備事業において、地域の情報格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、整備事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該整備事業者以外の者に利用させる場合又は間接整備事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該間接整備事業者以外の者に利用させる場合。

６　その他

交付要綱に定める様式第１号から様式第１２号の２までの用紙は、日本工業規格Ａ列４番によるものとする（添付書類等を除く。）。

別紙

交付要綱別表の各項の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

(1) 接地線
(2) 屋外照明施設
(3) マンホール
(4) 空調設備
(5) 監視設備
(6) 消火設備
(7) 水道施設
(8) 貯水タンク
(9) ろか器
(10) 洗面・手洗施設
(11) モニターテレビ
(12) 修理工具
(13) 仮眠施設
(14) 地下埋設備
(15) 構内柱
(16) 航空標識灯設備
(17) ゴーストキャンセラー
(18) 中継用固定無線装置
(19) 予備送受信機
(20) (1)から(19)までに掲げるものに類する施設・設備